

■「横浜市ひとり親支援事業におけるEBPMに基づいた課題整理及び成果連動型委託契約（PFS）の導入可能性調査業務委託」 質問に対する回答

NO.	質問の種類	質問	回答
1	委託事業の内容	「成果指標等を設定した事業の中から、令和4年度から成果連動型委託契約（PFS）の導入が可能な事業について検討します」（仕様書）とあるが、令和4年度から導入するPFS事業は複数事業ありうるという理解でよいか。その場合、何件程度を想定しているか。	PFSを活用する課題の絞り込みや、枠組の整理については複数事業を対象として進め、実際に令和4年度契約に向けた仕様書の作成は1件程度を想定しています。
2	委託事業の内容	ロジックモデルは、仕様書別紙記載①から⑧すべてについて作成するという理解でよいか。	別紙に掲載している事業は、主なひとり親家庭支援事業であり、欄外に記載した通り①から⑧以外の事業も検討対象に含まれる可能性があります。基本的には、仕様書別紙に掲載した①から⑧の事業のロジックモデルを作成していただきます。なお、検討の中で類似のロジックとなり、作成を省略する事業や、内容を分割してロジックモデルを作成することが適当な事業もあると想定しています。
3	委託事業の内容	仕様書別紙記載①から⑧の事業の中には市直営事業も含まれるが、民間委託ではなく、市直営事業をPFSにする場合は、一部業務を民間委託にして、その委託事業をPFSにするということか。あるいは、市直営事業について、事業効果は測定するけれども、民間委託のPFSの対象ではないということか。	それぞれの事業について、ロジックモデルの作成を通じた、事業実施効果の測定を可能とすることを第一の目的とします。そのうえで市直営事業についても、PFSの導入が事業効果を高めるものについては、導入の検討対象としたいと考えています。
4	委託事業の内容	仕様書では、PFSを既存事業の実施の他、新規事業の実施も含まれているが、仕様書別紙記載の①から⑧の事業の他、政策目的の効果をより高めるための新規事業あるいは、①から⑧の一部を統合したような事業の提案なども可能という理解でよいか。	基本的には既存事業に関する分析と、効果の検証を優先して実施していただきます。その上で、仕様書別紙に記載した事業の一部統合も新規事業の提案方法としては可能です。
5	提案書作成について	再委託は認められているようだが、提案書の中に、再委託を予定している事業者の実績、事業者の氏名・職名等も記載してよいか。	業務履行体制の説明等、提案書作成上必要な場合には、ご記載下さい。なお、実際に第三者に一部業務を委任、又は請け負わせようとするときは、改めて書面により本市の承諾を得ることになり、提案書への記載をもって第三者への委任を認めるわけではありません。